５三 教 学 第 123 号
令 和 ５ 年 ５ 月 ８ 日

保護者　各位

三鷹市教育委員会教育長　貝ノ瀬　滋
（公印省略）

登校許可証明書の取扱いの一部変更について

日頃より、三鷹市立小・中学校における教育活動にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

三鷹市教育委員会では、市立小・中学校に在籍する児童・生徒が、学校保健安全法施行規則第 18 条に規定される感染症にり患した際には、医療機関が発行する登校許可証明書の提出をお願いしてまいりましたが、下記のとおり一部運用を変更いたします。各ご家庭におかれましては、引き続きご家族の健康観察にご留意いただき、学校における感染症拡大防止にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

１　登校許可証明書の提出が不要となる感染症
学校保健安全法施行規則第 18 条第１項第２号に規定する新型コロナウイルス感染症
※新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症につきましては従前の取扱いと同様とします

２　登校許可証明書の代替として保護者に提出をお願いする書類
新型コロナウイルス感染症登校届（別紙のとおり）
※新型コロナウイルス感染症にり患した場合は、こちらの書類を学校長にご提出ください

３　運用変更開始年月日
令和５年５月８日から

問合せ先
三鷹市教育委員会事務局教育部学務課保健給食係
電話　0422（29）9815